

<<<新旧対照表>>>

○大田区障がい者施策推進会議設置要綱

新	旧
大田区障がい者施策推進会議設置要綱	大田区障がい者施策推進会議設置要綱
平成28年1月21日27福障発第14440号 区長決定	平成28年1月21日27福障発第14440号 区長決定
改正 平成29年3月22日28福障発第15451号 福祉部長決定	改正 平成29年3月22日28福障発第15451号 福祉部長決定
改正 平成29年4月7日29福障発第10052号 福祉部長決定	改正 平成29年4月7日29福障発第10052号 福祉部長決定
改正 平成31年3月4日30福障発第14957号 福祉部長決定	改正 平成31年3月4日30福障発第14957号 福祉部長決定
改正 令和3年11月26日3福障発第13178号 福祉部長決定	改正 令和3年11月26日3福障発第13178号 福祉部長決定
改正 令和5年8月14日5福障発第11907号 福祉部長決定	
第1条から第3条まで省略 (任期)	第1条から第3条まで省略 (任期)
第4条 委員の任期は、委嘱の日から委嘱の 日の属する年度の翌々年度末までとする。 <u>(削除)</u>	第4条 委員の任期は、委嘱の日から委嘱 の日の属する年度の翌々年度末まで <u>(以下</u> <u>「任期期間」という。)</u> とする。 <u>ただし、</u> <u>任期期間途中から委嘱を受けた委員の任期</u> <u>期間は、委嘱の日からその満了の日までとする。</u>
2 前項に規定する任期の途中で委員が辞職した 場合、後任の委員を置くことができる。ただし、 後任者の任期は、前任者の残任期間とする。 (削除)	2 委員が任期中に辞任したときは、後任 の委員を置くことができる。ただし、後任 者の任期は、前任者の任期とする。
3 再任は原則1回までとする。ただし、 区長が必要と認める場合は、その限りでは ない。	4 再任は原則1回までとする。ただし、 区長が必要と認める場合は、その限りでは ない。
第5条から第7条まで省略 (報償費)	第5条から第7条まで省略 (報償費)
第8条 推進会議に出席した委員に対し、 予算の範囲内において報償費を支払うもの とする。	第8条 推進会議に出席した委員に対し、 予算の範囲内において報償費を支払うもの とする。
2 推進会議に派遣されたガイドヘルパー の謝礼は、「大田区福祉のまちづくり事業 で派遣する障害者ヘルパー代支払い要領 (平成20年3月28日付け19保福計発第 14054号保健福祉部長決定)」に準じて支払 うものとする。	
第9条及び第10条は省略 付 則	第9条及び第10条は省略 付 則
この要綱は、平成28年4月1日から施行 する。	この要綱は、平成28年4月1日から施行 する。
付 則 (平成29年3月22日28福障発 第15451号福祉部長決定)	付 則 (平成29年3月22日28福障発 第15451号福祉部長決定)
この要綱は、平成29年4月1日から施行	この要綱は、平成29年4月1日から施行

新	旧
<p>する。</p> <p>付 則（平成29年4月7日29福障発第10052号福祉部長決定） この要綱は、決定の日から施行する。</p> <p>付 則（平成31年3月4日30福障発第14957号福祉部長決定） この要綱は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p>付 則（令和3年11月26日3福障発第13178号福祉部長決定） この要綱は、決定の日から施行する。</p> <p><u>付 則（令和5年8月14日5福障発第11907号福祉部長決定）</u> <u>この要綱は、決定の日から施行する。</u></p>	<p>する。</p> <p>付 則（平成29年4月7日29福障発第10052号福祉部長決定） この要綱は、決定の日から施行する。</p> <p>付 則（平成31年3月4日30福障発第14957号福祉部長決定） この要綱は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p>付 則（令和3年11月26日3福障発第13178号福祉部長決定） この要綱は、決定の日から施行する。</p>